

犯罪被害者等のための 総合的対応窓口や支援制度等のご案内



ひとりで悩んでいませんか。

お困りごと、不安なことなど、まずはお電話ください。

誰もが犯罪等による被害の当事者になる可能性があります。

犯罪被害者やそのご家族は決して特別な存在ではありません。

犯罪被害者やそのご家族の方々を支えるための愛知県の制度や、
相談窓口などについてとりまとめたリーフレットを作成しました。

総合的対応窓口

犯罪等による被害（交通事故・事件を含む）に遭うと、被害者やそのご家族、ご遺族には、司法手続への不安や精神や身体の不調、日常生活への不安など、生活のあらゆる場面で問題を抱える可能性があり、それらの問題に対して、どのように対処すれば良いのか分からないという状況が待ち受けています。

そのため、愛知県では、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族からの相談や問合せに対して、関係局や関係機関・団体等の支援制度に関する情報提供や橋渡しを行う総合的対応窓口を設置しています。

愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口

052-954-7545(ダイヤルイン)

相談時間：午前9時から午後5時15分まで
月～金（祝休日・年始年末は除く）



見舞金制度等

犯罪被害に遭われた方の経済的な負担等を軽減するため、見舞金等の制度を運用しています。制度詳細については、右QRコードより県民安全課Webページをご覧ください。申請用紙等についても同Webページからダウンロードできます。



1 愛知県犯罪被害者等見舞金

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

給付額	① 遺族見舞金 60万円 ② 重傷病見舞金 20万円 ③ 精神療養見舞金 5万円
給付対象者	① 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族であって、犯罪行為が行われた時に愛知県内に住所を有する第1順位遺族 ② 犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1ヶ月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された)を負われた犯罪被害者ご本人 ③ 特定の犯罪行為※によって、精神疾患(療養の期間が3ヶ月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された)を負われた犯罪被害者ご本人

※殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（いずれも未遂を含む）

2 愛知県犯罪被害遺児支援金

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児の方に対して、経済的負担の軽減を図るための支援金を給付します。

給付額 (いずれも1人あたり、1年に1回給付)	乳幼児及び小学校児童 1万5千円 中学校生徒 2万円 高等学校生徒 2万5千円
主な要件	毎年、基準日(5月5日)時点において、愛知県内に住所を有していること

3 愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金

犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の再提訴費用を助成し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための助成金を交付します。

助成額	一つの損害賠償請求につき、上限33万円
主な要件	○犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことについて、再提訴をした方 ○再提訴をした日において愛知県内に住所を有している方

4 愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度

殺人、傷害、性犯罪等の被害に遭われた方やご遺族の方を対象に、一定の条件を満たす場合に無料で弁護士から捜査手続や裁判手続等の法律問題に関する相談が受けられる制度がありますが、条件を満たさない場合は有料となります。そのような場合に「無料」で法律相談を受けていただけるよう、県がその費用を助成します。

助成内容	同一の犯罪被害につき1回、1時間まで (注)法律相談の内容は、刑事、民事の別を問いませんが、相続や交通事故事件の示談交渉を主訴とした相談を除きます。
主な要件	次の①～③に該当する方で、同一の犯罪被害における法律相談の費用について、法テラス等による同様の制度により支援を受けていない方(法テラスの同様の制度を受けることができる方は除きます) ①当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛知県内に住所を有する犯罪被害者 ②犯罪被害者が死亡、傷害等の被害により意思表示ができない場合に、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛知県内に住所を有する親族等 ③①の犯罪被害者が法律相談を委任した場合における親族等(民法上の法定代理人がいる場合は当該法定代理人を含む)

5 愛知県犯罪被害者等転居費用助成金

犯罪被害による住居の損壊、二次被害や再被害のおそれなどにより、従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者やそのご遺族に対して、転居費用を助成します。

助成額	1事案あたり上限20万円(消費税及び地方消費税を含む)
主な要件	当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、愛知県内に住所を有する犯罪被害者又は御遺族のうち、以下のいずれかに該当する方 ・犯罪行為による被害により、住居が滅失又は著しく損壊したために従前の住居に居住することができなくなった方 ・犯罪による被害を受けた場所が、住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難になった方

県営住宅関係

DV被害者世帯・犯罪被害者世帯に対し、県営住宅への優先入居を行っています。
また、DV被害者の方は、県営住宅へ単身で入居することができます。

詳しくは、愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口(052-954-7545)までお問い合わせください。

愛知県犯罪被害者等支援条例と愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針

愛知県では、犯罪被害に遭われた方とご家族・ご遺族の方への支援の取組を、社会全体でより一層進めていくため、令和4年4月に「愛知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

また、令和5年3月には、県の犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、犯罪被害者等支援についての基本的な方針、施策、その他支援を推進するために必要な事項を定めた、「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定しました。

この条例や指針に基づき、犯罪等により受けた被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるよう、市町村や民間支援団体等と連携し、さまざまな支援を実施しています。

詳しくは以下より県民安全課Webページをご確認ください。

愛知県犯罪被害者等支援条例



愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっちゃん」

愛知県犯罪被害者支援総合サイト

「愛知県犯罪被害者支援総合サイト」は、犯罪被害に遭われた方とご家族・ご遺族の方が求める支援施策を探しやすいように、窓口情報を案内するウェブサイトです。

また、犯罪被害者等支援に関わりたい方、犯罪被害者等支援に興味がある方に向けては、犯罪被害者等支援の現状や、支援に係る団体・機関、早期援助団体支援員や学生ボランティアへの参加方法についてご案内しています。

詳しくは、右より愛知県犯罪被害者支援総合サイトをご確認ください。



《愛知県犯罪被害者支援総合サイト 管理運営》

愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人被害者サポートセンターあいち
TEL (052) 232-7834

多機関ワンストップサービス

これまで、犯罪被害者やその御家族、御遺族の方々にとって、どの機関に相談すればよいのかわかりづらく、また、支援を受けるためには、生活面・経済面など様々な困難を抱える中、自らそれぞれの機関に出向いたり、問合せを行う必要がありました。

そこで、愛知県では、犯罪被害者等がいつ、どの支援機関に相談したとしても、必要な支援が途切れることなく、包括的に提供できるよう、愛知県が中核となり、支援全体のハンドリングを行う、多機関ワンストップサービスを行っております。

詳しくは、右より県民安全課 Web ページをご確認ください。



《お問合せ先》

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ TEL (052) 954-6176
(犯罪被害者等支援施策担当課) E-mail kenmin-azen@pref.aichi.lg.jp